

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会社名 株式会社サイバードホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼グループ CEO 堀主知ロバート
(J A S D A Q ・ コード 4823)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 経営戦略本部長 永守 秀章
電 話 03 - 5785 - 6110

株式会社C J ホールディングスによる当社株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社C J ホールディングスは、当社の株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、平成 19 年 11 月 1 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 19 年 12 月 13 日をもって終了し、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が、買付予定数以上に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

以 上

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 C J ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 吉沢 正道

株式会社サイバードホールディングス株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、株式会社サイバードホールディングス（以下、「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を、平成 19 年 11 月 1 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 19 年 12 月 13 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者 株式会社 C J ホールディングス 東京都千代田区麹町一丁目 7 番地
対象者の名称 株式会社サイバードホールディングス

（2）買付け等に係る株券等の種類

普通株式
新株予約権

平成 14 年 6 月 27 日開催の第 4 回定時株主総会及び平成 15 年 5 月 30 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）

平成 15 年 6 月 27 日開催の第 5 回定時株主総会及び平成 16 年 5 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）

平成 16 年 6 月 29 日開催の第 6 回定時株主総会及び平成 16 年 12 月 3 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）

平成 17 年 6 月 29 日開催の第 7 回定時株主総会及び平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）

平成 14 年 6 月 11 日開催の株式会社 J I M O S の臨時株主総会及び平成 14 年 9 月 26 日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「J I M O S 新株予約権」といいます。）

平成 14 年 12 月 27 日開催の株式会社 J I M O S の臨時株主総会及び平成 15 年 5 月 9 日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「J I M O S 新株予約権」といいます。）

平成 16 年 9 月 29 日開催の株式会社 J I M O S の第 6 回定時株主総会及び平成 16 年 12 月 2 日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「J I M O S 新株予約権」といいます。）

平成 16 年 9 月 29 日開催の株式会社 J I M O S の第 6 回定時株主総会及び平成 17 年 8 月 31 日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「J I M O S 新株予約権」といいます。）

平成 17 年 9 月 29 日開催の株式会社 J I M O S の第 7 回定時株主総会及び平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき発行され、株式交換によりその義務を承継した新株予約権（以下「J I M O S 新株予約権」といいます。）

(3) 買付予定の株券等の数

株 券 等 の 種 類	株 式 に 換 算 し た 買 付 予 定 数	株 式 に 換 算 し た 買 付 予 定 の 下 限	株 式 に 換 算 し た 買 付 予 定 の 上 限
株 券	203,282 株	203,282 株	- 株
新 株 予 約 権 証 券	- 株	- 株	- 株
合 計	203,282 株	203,282 株	- 株

- (注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(203,282株。以下、「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。
- (注 2) 応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 3) 公開買付期間末日までに第 1 回ないし第 4 回新株予約権及び J I M O S 新株予約権 ないし が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注 4) 株券等のうち新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者が平成 19 年 6 月 29 日に提出した第 9 期有価証券報告書（以下「第 9 期有価証券報告書」といいます。）の記載に従い平成 19 年 3 月 31 日時点で権利行使されていない第 1 回新株予約権 257 個を 1 個あたり 3 株、第 2 回新株予約権 1,296 個を 1 個あたり 3 株、第 3 回新株予約権 1,445 個を 1 個あたり 3 株、第 4 回新株予約権 200 個を 1 個あたり 1 株、J I M O S 新株予約権 38 個を 1 個あたり 10.53 株、J I M O S 新株予約権 211 個を 1 個あたり 10.53 株、J I M O S 新株予約権 1,600 個を 1 個あたり 1.17 株、J I M O S 新株予約権 1,170 個を 1 個あたり 1.17 株、J I M O S 新株予約権 209 個を 1 個あたり 1.17 株として換算しています。
- (注 5) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。なお、第 9 期有価証券報告書によれば、対象者は平成 19 年 3 月 31 日現在自己株式は保有しておりません。
- (注 6) 公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株式に換算した株式数は、最大で、304,923 株になります。これは、対象者の第 9 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 289,623 株に、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成 19 年 3 月 31 日以降本公開買付けに係る公開買付届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（15,301.4 株）を加え、公開買付者が保有する株式数 1 株及び 1 株未満の端数を控除した数です。

(4) 買付け等の期間

平成 19 年 11 月 1 日（木曜日）から平成 19 年 12 月 13 日（木曜日）まで（30 営業日）

(5) 買付け等の価格

株券 1 株につき金 60,000 円

新株予約権証券

第1回新株予約権	1個につき金1円
第2回新株予約権	1個につき金1円
第3回新株予約権	1個につき金1円
第4回新株予約権	1個につき金1円
JIMOS新株予約権	1個につき金1円
JIMOS新株予約権	1個につき金1円
JIMOS新株予約権	1個につき金1円
JIMOS新株予約権	1個につき金1円
JIMOS新株予約権	1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	203,282株	-株	259,764株	259,764株
新株予約権証券	-株	-株	5,373株	5,373株
合計	203,282株	-株	265,137株	265,137株

(注) 応募があった新株予約権証券(合計2,193個)については、各新株予約権の発行要項に基づき、第1回新株予約権については1個あたり3株、第2回新株予約権については1個あたり3株、第3回新株予約権については1個あたり3株、第4回新株予約権については1個あたり1株、JIMOS新株予約権については1個あたり10.53株、JIMOS新株予約権については1個あたり10.53株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株として換算しています。

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定の下限(203,282株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(265,137株)が当該買付予定の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	33,000個	(買付け等前における株券等所有割合 11.38%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	265,138 個	(買付け等後における株券等所有割合 89.77%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	289,589 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第9期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第9期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数289,589個に、平成19年4月1日から平成19年12月13日までにストックオプション制度に係る新株予約権の行使により発行された株式に係る議決権の数(398個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を289,987個として計算しています。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の総株主等の議決権の数に、後記(注2)に従って計算した公開買付者が買付け等後に所有する新株予約権証券に係る議決権の数5,373個を分母に加えて計算しています。

(注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、公開買付者が所有する新株予約権証券(合計2,193個)について、各新株予約権の発行要項に基づき、第1回新株予約権については1個あたり3株、第2回新株予約権については1個あたり3株、第3回新株予約権については1個あたり3株、第4回新株予約権については1個あたり1株、JIMOS新株予約権については1個あたり10.53株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株、JIMOS新株予約権については1個あたり1.17株として換算し、公開買付者が所有する新株予約権証券に係る議決権の数を5,373個として計算しています。但し、公開買付者が所有する対象者の新株予約権は、対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役並びに従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は、権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役若しくは従業員等の地位にあることを要する(任期满了による退任、定年による退職の場合を除く。)ものとされるため、現時点の対象者の新株予約権の行使条件によれば、公開買付者は、新株予約権を行使して、対象者株式の交付を受けることはできません。「買付け等後における株券等所有割合」の計算において、公開買付者が所有する新株予約権証券に係る議決権の数5,373個を分子及び分母から控除し、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を259,765個とした場合には、公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」は89.58%になります。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
15,586 百万円

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成19年12月20日(木曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主の場合にはその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(公開買付け後の予定について)

公開買付者は、平成19年11月1日付の本公開買付けに係る公開買付届出書において記載しておりますとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて対象者の全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかったため、以下の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付すること、以上及びを付議議案に含む株主総会及びを付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しております。対象者はかかる要請に応じて、平成19年12月15日付で、平成19年12月31日(月)を上記及びの株主総会及び普通株主による種類株主総会による議決権行使の基準日として設定する旨の公告を行う予定です(詳細につきましては、対象者の本日(平成19年12月14日)付プレスリリース「臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照下さい。)。公開買付者は、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けにおける普通株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を基準として算定する予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は本日現在未定であります。対象者が公開買付者の100%子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記及びの手續きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)

上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外を対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

(対象者株券の上場廃止に関する見込みについて)

本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社CJホールディングス 東京都千代田区麹町一丁目7番地

株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

以上